

相談機関・窓口一覧(鳥取県版)

よりよい支援のために、学校が必要に応じて他の機関と連携するとともに、子どもや保護者がいつでも相談することができるよう、この情報を活用してください。

■どうしてよいかわからないとき(子ども・保護者・教職員も相談できます)

性暴力被害者支援センターとっとり (クローバーとっとり)	性犯罪・性暴力に関する相談 (医療、法的支援や関係機関と連携した支援等を行います) 県内専用相談ダイヤル ☎0120-946-328(24時間) 全国共通相談ダイヤル ☎8891(はやく「ワンストップ」)
24時間子供 SOS ダイヤル (全国統一ダイヤル)	いじめ等の悩みを電話、メールで相談 ☎0120-0-78310(24時間) いじめ相談専用メール ijime@g.torikyo.ed.jp
性犯罪 110 番 (性犯罪被害相談電話警察本部内)	性犯罪に関する相談窓口 ☎8103(ハートさん) ☎0120-287110 または 0857-22-7110
鳥取県 犯罪被害者総合サポートセンター (県庁生活環境部)	犯罪被害(性犯罪・性暴力を含む)にあわれた方、被害者家族をサポートするための総合相談窓口 (医療的支援、生活支援や法律相談等、関係機関と連携した支援等を行います) ☎0120-00-0325(月～金9:00～17:00) (祝日、12/29～1/3 を除く)
こども電話相談 (児童相談所)	子どもに関する様々な相談 東部 ☎0857-29-5460(月～金8:30～17:00) 中部 ☎0858-22-4152(月～金8:30～17:00) 西部 ☎0859-33-2020(月～金8:30～17:00) (祝日、12/29～1/3 除く)
青少年 SNS・ネット悩みごと 相談窓口	インターネットや SNS トラブルなどで困ったとき ☎0857-26-7798(月～金13:00～17:00) メール相談 seishounensoudan@pref.tottori.lg.jp
こどもいじめ人権相談窓口 (県庁人権尊重社会推進局)	子どものいじめに関する相談、対面、電話、メールでの相談 ☎0857-29-2115 (24時間) メール相談 ijime-soudan@pref.tottori.lg.jp 対面での相談 ※事前予約が必要(まずはお電話で)
性と健康の相談センター	思春期の健康や妊娠・避妊に関すること等の相談 ・鳥取市健康こども部 こども家庭局 こども家庭センター 性と健康の相談センター (岩美郡、八頭郡の方も含む) ☎0857-30-8584(月～金8:30～17:15) (祝日、12/29～1/3 を除く) ・中部総合事務所倉吉保健所 性と健康の相談センター ☎0858-23-3146(月～金8:30～17:15) ・西部総合事務所米子保健所 性と健康の相談センター ☎0859-31-9319(月～金8:30～17:15)
とっとり妊娠 SOS	妊娠についての色々な相談ができる窓口 ☎070-3986-1325(火、土10:00～20:00) (祝日、12/29～1/3 を除く) 来所相談 ※事前に電話予約(0857-20-3941)が必要 メール相談 https://tottorininshinsos.com/ (専用フォームから相談)

■こころのケア

精神保健福祉センター	精神保健福祉に関する相談 ☎0857-21-3031(月～金8:30～17:15) (祝日、12/29～1/3 除く) 来所相談 ※事前に電話予約が必要
チャイルドライン (特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター)	電話、チャットで悩みを相談できる窓口 ☎0120-99-7777(16:00～21:00) (12/29～1/3 除く)
よりそいホットライン (厚生労働省)	専門の相談員に電話、SNS 等で悩みを相談できる ☎0120-279-338(毎日24時間)
教育相談電話 (生徒支援・教育相談センター)	学校、家庭、性的マイノリティなど生活全般の相談 ☎0857-31-3956(月～金9:00～17:00) (祝日、12/29～1/3 除く) メール相談 soudan@g.torikyo.ed.jp

■安全、法的支援

少年サポートセンター	少年問題を専門に扱う少年警察補導員が相談を受ける 東部少年サポートセンター ☎0857-22-1574 中部分室 ☎0858-22-1574 西部少年サポートセンター ☎0859-31-1574 ヤングメール youngmail@pref.tottori.lg.jp
法務少年支援センター	非行・犯罪や問題行動等での悩みの方の心理相談 ☎0570-085-085(全国共通相談ダイヤル) ※最寄りの法務少年支援センターにつながります
日本司法支援センター 法テラス鳥取	犯罪被害にあわれた方、その家族のご相談、法律相談 ☎0570-078357(月～金9:00～17:00) (祝日、12/29～1/3 を除く)
こどもの人権110番 (法務省、鳥取地方法務局)	子どもの人権に関する専門相談ダイヤル ☎0120-007-110(月～金8:30～17:15) (祝日、12/29～1/3 を除く)
鳥取県家庭支援課	県内の青少年が児童ポルノ等を作成されるなどの被害にあった場合に、削除相談等に要する弁護士費用を助成します ☎0857-26-7076(月～金9:00～17:00) (祝日、12/29～1/3 を除く)

参考文献

- 藤森和美・野坂祐子編：子どもへの性暴力〔第2版〕－その理解と支援
発行：誠信書房 2023年7月
- 学校で性暴力がおこったら 発行：兵庫県立尼崎総合医療センター 2020年6月
- 学校における児童生徒間の性暴力 対応支援ハンドブック
発行：三重県環境生活部くらし・交通安全課 2023年2月
- 学校における性暴力事案対応マニュアル
発行：福岡県人づくり・県民生活部生活安全課 2024年

参考資料

- 鳥取県警察本部刑事部長 鳥取地方検察庁次席検事 通知
子どもの被害等を認知した場合の対応の一部改正について『教職員のみなさまにお願い
したいこととその趣旨に関するご説明』
- ※令和7年12月19日 県立学校、市町村教育委員会へ通知済み
- 〔参考資料〕として次ページ以降に添付

教職員のみなさまにお願いしたいこととその趣旨に関するご説明

令和7年5月

第1 はじめに

警察や検察といった捜査機関は、刑事事件を取り扱う司法の立場から、子どもが安心安全に暮らせるようにしていくことに力を入れています。その中で、子どもと密接な関わりのある学校との連携は、とても重要だと感じています。

子どもが児童虐待や性犯罪といった被害に遭うことは少なくはなく、その場合、子どもは、身近な存在である先生に、事件や虐待の報告をすることがよくあります。そのときの先生方の対応が、その後、子どもの安全を守るための大きな鍵となります。

そのため、鳥取県警から、教職員のみなさまへ、子どもから被害の訴えを受けたときの子どもへの対応について、いくつかお願いをしているところです。

ここでは、そのようなお願いをする理由について、ご説明します。

第2 「代表者聴取」とは何か**1 捜査機関が行う代表者聴取の方法**

捜査機関では、子どもが犯罪被害に遭った場合、子どもから話を聞く方法として、「代表者聴取」という手法を用いています。

この代表者聴取は、警察、児童相談所、検察庁が連携し、各機関を代表した面接官1人が、子どもから一括して聴き取りを行い、それ以外の担当者は別室から面接の様子をモニターし、適宜面接者に助言しています。

こうした代表者聴取の手続きは、録音録画しています。そのため、面接者がどのような質問をして、子どもがどのような言葉で答えたのかといったやりとりが記録に残りますし、子どもの動作による説明や、子どもの反応等も記録に正確に残ります。

子どもから聴取するに当たっては、正確な情報を聴取する必要があります。子どもは、個人差はあるものの、基本的に様々な能力が未発達であるため、話をするとき、質問をする大人の影響を受けやすいという特性があるので、第三者からの誘導的な質問など質問の仕方によっては、子どもの生の言葉、生の記憶が変えられてしまうことがあります（これを「供述の汚染」と言ったりします。）。ですから、面接者は、子どもの特性に配慮して、回答範囲に制限を持たせず、自由に回答できるオープン質問を基本として、誘導や暗示をしない質問等さまざまな聴取技法を使用して、供述の汚染を防ぎながら、正確な情報を聴取するよう努めています。

2 代表者聴取で得られた話が捜査の基礎になったり、将来の裁判における証拠になり得ること

捜査機関は、代表者聴取によって得られた子どもの話を基礎にして捜査を進めますので、できるだけ正確な情報を得る必要があります。

また、その子どもの話が、将来の裁判において犯罪を立証する証拠にもなります。

その方法はいくつか考えられ、まず、犯人として起訴された被告人側が、子どもの話を証拠とすることに同意すれば、代表者聴取を録音録画した DVD は、そのまま証拠とすることができます。これに対し、被告人側が、DVD を証拠とすることに同意

しない場合、原則として、子どもに、裁判所で証言してもらうことになります。ただ、この場合、子どもに、被害に遭った出来事などを一から全て話してもらわなければならないこととなり、大きな負担に繋がってしまいます。

そこで、法律が改正され、一定の要件を満たせば、子どもが裁判所で一から証言することに替えて、代表者聴取を録音録画した DVD を証拠として採用してもらうことができるようになりました。この場合、裁判において、子どもに証言してもらうとしても、DVD の内容は既に証言したことになり、それを前提に、弁護人からの反対尋問に対応すればよいということになるので、子どもの負担は大きく軽減されることになります。もっとも、そのためには、お話しする厳しい要件を満たす必要があります。

第3 証拠とするには厳しい要件があること

DVD が証拠として採用されるためには、一定の要件を満たす必要があります。

一つ目は、DVD に録音録画された子どもの供述が、一定の措置が採られた状況下でなされたと認められることであり、これは、代表者聴取の際に求められる要件です。この一定の措置とは、子どもの年齢や心身の状態等に応じ、不安や緊張を和らげるなど子どもが十分な供述をするために必要な措置や、誘導を避けたり、供述内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置であり、この要件を満たすため、捜査機関は、児童相談所とも連携し、代表者聴取の際、先ほど述べたように、子どもができる限り安心して話ができるよう部屋の環境を整えるなどした上で、供述の汚染を防ぐための聴取技法を用いるなど必要な措置を採るようにしています。

法律で求められる要件は、この代表者聴取時におけることだけではありません。

要件の二つ目は、代表者聴取を行うまでの状況やその他の事情を考慮して、代表者聴取の DVD を証拠とすることが相当であると認められることであり、こちらは、みなさんに関係することが多く、ご協力をお願いしたい点になります。子どもの供述が、既に、代表者聴取に至るまでの間に汚染されてしまっていたとすれば、その後、代表者聴取をどれだけ適切に行ったとしても意味がなく、得られた供述の信用性に疑いを差し挟まざるを得ません。そのため、法律は、実際の聴取場面だけではなく、聴取に至る過程も考慮に入れながら、DVD を採用するか否かを判断することとしているのです。

刑事裁判における「汚染」という概念は厳格であり、おそらくみなさんが思っているよりも厳しいものが求められます。

例えば、学校の先生にお話するときに、子どもが、「叩かれた。」と話すのみで、なにで叩かれたか言っていない段階で、「グーで叩かれたの、パーで叩かれたの。」と質問すれば、これは、「手で」叩かれたことを前提とする質問であるため、誘導となりますし、子どもがなかなか話してくれないときに、「胸を触られたの?」「入れられたの?」と一択質問をすることも、誘導となり、子どもの話を汚染するおそれがあります。子どもが、こうした質問に繰り返しさらされた場合、子どもの話が汚染された可能性があるとして評価される可能性が高まり、結果、いくらその後の代表者聴取で、誘導的な質問をしないなど聴取方法を工夫しても、DVD を証拠とするための要件が認められないことに繋がります。

そうすると、子どもがどんなに一生懸命代表者聴取で話しても、その内容を録音録画した DVD を裁判の場に出すことができなくなります。

その場合、裁判所で子どもに一から全て証言してもらう方法を探るしかありませんが、それは子どもにとって大変負担の大きいことです。そして、それ以上に、そもそも、汚染されるような状況があったとして DVD の採用に至らなかったわけですから、そのような状況で話した子どもの話は信用性が低いと評価されてしまうことが多いと考えられます。その結果、犯罪の立証ができず、犯人が無罪となることになります。実際に、そのような裁判例はいくつもあります。

第4 教職員のみなさまにお願いしたいこと

このようなことを避けるため、みなさまにはいくつかのお願いをしています。

みなさまは、子どもから最初に被害を打ち明けられる機会が多いと思います。子どもが心配だから、あれこれ聞きたい気持ちはよく分かります。しかし、よかれと思ってしたその質問が、子どもの話を汚染することに繋がり、結果的に将来における子どもの負担、不利益に繋がってしまう可能性があります。

ですから、子どもが何かを打ち明け始め、その内容から、子どもが犯罪被害に遭った可能性があると思った場合、聴取は、「誰が」「何をした」といった最低限の内容にとどめてください。子どもから一切話を聞いてはいけないということではありませんが、聴取するに当たっては、以下の点に御留意いただきながら、子どもの話を受け止めることに主眼を置いてください。

① 質問の中に子どもが話していない情報を入れないこと

「どうしたの?」「何があったの?」などとオープンに質問し、その後は子どもの自発的な話に委ねてください。話を聞く中で相づちを打つことは構いませんし、話が一区切りした後で「そうなんだ、それから?」と話を促すことも構いませんが、子どもが話し始めたら、再び自発的な話に委ねてください。

自発的に話さない段階では、詳細な質問はしないでください。

② 子どもの言葉を言い換えたり、要約しないこと

子どもは、言いたいことをうまく言語化できない場合も多いため、話を聞いている大人が「つまり〇〇ってことだね。」などと別の言葉に言い換えたり、話をまとめて確認したくなることがあります。ただ、その言い換えや要約が不正確であると、子どもの供述を汚染することに繋がってしまいますので、子どもの言葉をそのまま受け止め、不明瞭な部分があっても、子どもの言葉で説明してもらうようにしてください。

そして、少しでも児童相談所や捜査機関の関与が必要な「可能性がある」と思ったら、その段階で速やかに福祉や捜査機関に繋いでください。虐待、犯罪だと確信する必要はありません。子どもに対しては、例えば「よく話してくれたね。その話は、後で、あなたが安心して暮らせるようにするにはどうすればいいかを一緒に考える人たちに伝えるね。」ですとか、「その話は、子どもからの話を聞いてくれる人にお話ししようね。」などと説明してあげてください。

また、子どもへの質問、子どもの発言や聴取した状況は、前述したとおり後の裁判

において重要になりますので、録音、録画、メモなど何らかの方法で、できる限り正確に記録化してください。後の裁判で、子どもが話をした経過やその際の聴取状況が適切だったかどうか特に問題となった場合、子どもから聴取した方に、証人として出廷し、その聴取状況を証言していただくことをお願いする可能性もありますので、できる限り正確に記録化してください。

これまでもお話ししたとおり、供述の汚染があったかどうかの判断には、子どもが説明した内容はもちろん、子どもに対する質問の内容も重要ですから、記録化するに当たっては、当時のやりとりをまとめず、できる限り生言葉、逐語で記録化してください。

例えば、以下のように記録していただけるとありがたいです。

(A教諭) どうした、何があったの。

(子ども) んー、うーんとねえ…

(A教諭) 大丈夫、ゆっくりでいいよ。

(子ども) 昨日、（お腹を押さえながら）ここをドンってされて、痛いの。

子どもを守るために、ぜひご理解とご協力をお願いいたします。

〔保護者配付用〕

性に関する相談機関・窓口一覧(鳥取県版)

性に関するトラブルや心配事については、学校にも相談できますが、以下の相談機関・窓口もご利用できます。早期の対応や専門的な支援が必要な場合も多くあります。お子さん・保護者ともに相談できますので、必要に応じてご活用ください。

■どうしてよいかわからないとき

性暴力被害者支援センターとっとり (クローバーとっとり)	性犯罪・性暴力に関する相談 (医療、法的支援や関係機関と連携した支援等を行います) 県内専用相談ダイヤル ☎0120-946-328(24時間) 全国共通相談ダイヤル ☎8891(はやく「ワンストップ」)
24時間子供 SOS ダイヤル (全国統一ダイヤル)	いじめ等の悩みを電話、メールで相談 ☎0120-0-78310(24時間) いじめ相談専用メール ijime@g.torikyo.ed.jp
性犯罪 110 番 (性犯罪被害相談電話警察本部内)	性犯罪に関する相談窓口 ☎8103(ハートさん) ☎0120-287110 または 0857-22-7110
鳥取県 犯罪被害者総合サポートセンター (県庁生活環境部)	犯罪被害(性犯罪・性暴力を含む)にあわれた方、被害者家族をサポートするための総合相談窓口 (医療的支援、生活支援や法律相談等、関係機関と連携した支援等を行います) ☎0120-00-0325(月～金9:00～17:00) (祝日、12/29～1/3 を除く)
こども電話相談 (児童相談所)	子どもに関する様々な相談 東部 ☎0857-29-5460(月～金8:30～17:00) 中部 ☎0858-22-4152(月～金8:30～17:00) 西部 ☎0859-33-2020(月～金8:30～17:00) (祝日、12/29～1/3 除く)
青少年 SNS・ネット悩みごと 相談窓口	インターネットや SNS トラブルなどで困ったとき ☎0857-26-7798(月～金13:00～17:00) メール相談 seishounensoudan@pref.tottori.lg.jp
こどもいじめ人権相談窓口 (県庁人権尊重社会推進局)	子どものいじめに関する相談、対面、電話、メールでの相談 ☎0857-29-2115 (24時間) メール相談 ijime-soudan@pref.tottori.lg.jp 対面での相談 ※事前予約が必要(まずはお電話で)
性と健康の相談センター	思春期の健康や妊娠・避妊に関すること等の相談 ・鳥取市健康こども部 こども家庭局 こども家庭センター 性と健康の相談センター (岩美郡、八頭郡の方も含む) ☎0857-30-8584(月～金8:30～17:15) (祝日、12/29～1/3 を除く) ・中部総合事務所倉吉保健所 性と健康の相談センター ☎0858-23-3146(月～金8:30～17:15) ・西部総合事務所米子保健所 性と健康の相談センター ☎0859-31-9319(月～金8:30～17:15)
とっとり妊娠 SOS	妊娠についての色々な相談ができる窓口 ☎070-3986-1325(火、土10:00～20:00) (祝日、12/29～1/3 を除く) 来所相談 ※事前に電話予約(0857-20-3941)が必要 メール相談 https://tottorininshinsos.com/ (専用フォームから相談)

■こころのケア

精神保健福祉センター	精神保健福祉に関する相談 ☎0857-21-3031(月～金8:30～17:15) (祝日、12/29～1/3 除く) 来所相談 ※事前に電話予約が必要
チャイルドライン (特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター)	電話、チャットで悩みを相談できる窓口 ☎0120-99-7777(16:00～21:00) (12/29～1/3 除く)
よりそいホットライン (厚生労働省)	専門の相談員に電話、SNS 等で悩みを相談できる ☎0120-279-338(毎日24時間)
教育相談電話 (生徒支援・教育相談センター)	学校、家庭、性的マイノリティなど生活全般の相談 ☎0857-31-3956(月～金9:00～17:00) (祝日、12/29～1/3 除く) メール相談 soudan@g.torikyo.ed.jp

■安全、法的支援

少年サポートセンター	少年問題を専門に扱う少年警察補導員が相談を受ける 東部少年サポートセンター ☎0857-22-1574 中部分室 ☎0858-22-1574 西部少年サポートセンター ☎0859-31-1574 ヤングメール youngmail@pref.tottori.lg.jp
法務少年支援センター	非行・犯罪や問題行動等での悩みの方の心理相談 ☎0570-085-085(全国共通相談ダイヤル) ※最寄りの法務少年支援センターにつながります
日本司法支援センター 法テラス鳥取	犯罪被害にあわれた方、その家族のご相談、法律相談 ☎0570-078357(月～金9:00～17:00) (祝日、12/29～1/3 を除く)
こどもの人権110番 (法務省、鳥取地方法務局)	子どもの人権に関する専門相談ダイヤル ☎0120-007-110(月～金8:30～17:15) (祝日、12/29～1/3 を除く)
鳥取県家庭支援課	県内の青少年が児童ポルノ等を作成されるなどの被害にあった場合に、削除相談等に要する弁護士費用を助成します ☎0857-26-7076(月～金9:00～17:00) (祝日、12/29～1/3 を除く)